

平成28年12月5日
熊本河川国道事務所
熊 本 県

ミルクロードで「立ち往生車両の移動訓練」を実施します

～大雪時の速やかな除雪作業、緊急通行車両の通行確保のために～

国道57号の迂回道路となっているミルクロードは、待避所の整備や道路ライブカメラ・道路照明灯の設置等、ハード面の冬期対策を進めています。さらに、立ち往生車両が発生する恐れがある区間は「除雪優先区間」に設定し、重点監視を行うとともに、立ち往生が多発する前に、早い段階で通行止め措置を行い、集中的な除雪による迅速な交通開放に努めます。

本訓練は、災害対策基本法（別紙参照）の適用手順の確認や道路管理者間の連携強化を目的として、道路管理者である国土交通省と熊本県が下記のとおり合同で実施するものです。

記

- 1 日 時 平成28年12月7日（水）13時30分～14時30分（1時間程度）
- 2 場 所 熊本県菊池郡大津町古城（ふるじょう）
※熊本県道339号（北外輪山大津線《通称：ミルクロード》）の待避所内
（別添位置図参照）
- 3 参加者 国土交通省 熊本河川国道事務所
熊 本 県 道路保全課、県北広域本部、阿蘇地域振興局他
- 4 内 容 【訓練想定】
ミルクロードで降雪によりスタックした車両が道路上に放置され、
上下車線を塞ぎ交通障害が発生。
【訓練概要】
 - ・重機を使用した放置車両移動訓練
 - ・重機のチェーン装着訓練
- 5 その他 ①天候等により、訓練を中止する場合があります。
②取材を予定されている場合は、事前に下記の問い合わせ先
（小柳）までご連絡ください。
③取材時は、安全のためヘルメットの着用をお願いします。

問い合わせ先

- ◆国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
総括保全対策官 園田 宣昭（そのだ のぶあき）
道路管理第一課長 小柳 康孝（こやなぎ やすたか）
TEL：096-382-1111（代表）
- ◆熊本県土木部 道路都市局 道路保全課
審議員（課長補佐） 大石 哲司（おおいし てつじ）
課長補佐（管理担当） 松永 築（まつなが きずく）
TEL：096-333-2495（直通）

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応